

## D分科会テーマ⑥ 情報公開

担当委員：藤 野 富士夫  
新 保 芳 夫

財務情報の公開は、平成17年4月から施行された「私立学校法の一部を改正する法律」に基づくものです。法改正の趣旨は、①少子化等社会経済情勢の変化、②法人諸制度の改革、③規制緩和の進展という私立学校を取り巻く環境の変化に対し、私立学校が主体的かつ機動的に対処していくための体制強化を行うことを求める、というものです。

この法改正には、大きく二つの柱があります。その一つが、学校法人における管理運営制度の改善です。主な内容は、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の制度を整備し、権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図るというものです。

もう一つの柱が、財務情報の公開です。その趣旨は、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるようにしていく観点から、財産目録等の関係者への公開を義務付けたものです。財務情報として公開を義務付けられた資料は、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書の5点です。

分科会では、事業報告書と閲覧規程について、受講者の理解を深めるべく、具体的な事例に基づき解説を行いました。

また、平成23年4月から学校教育法施行規則が改正され、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化されました。この改正の趣旨は、大学等が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することです。

財務情報の公開と教育情報の公表は、私立学校が責任ある学校経営を行って行くための基本条件であり、今後各学校が益々特色ある教育研究活動を展開、健全に発展していくことが期待されていることを強調しました。

また、今年度から学校法人に対する個人からの寄附の税額控除制度が導入されましたが、税額控除対象法人となった場合、寄附行為、役員名簿、財産目録等のほか、役員・従業員給与支給規程等を閲覧に供する必要があるなど大きな影響があるので、慎重な対応が必要であることを指摘しました。